

令和8年度6月募集

明石市営住宅 入居申込案内書

募 集 期 間

令和8年6月19日（金）

令和8年6月25日（木）

申 込 方 法

上記期間内に明石市住宅課 宛に
郵送で申し込み

【 6月25日までの消印有効で、6月29日までに必着。】

【 余裕をもって申し込み(郵送)してください。】

・申し込みは**原則、郵送で受付**します。

以下の金額の切手を貼って、送付してください。

（１）抽選結果のお知らせハガキ ： 85円切手

（２）申込書等送付用封筒 ： 110円切手

・申込書の記入方法が分からない場合などに関しては、
住宅課窓口でもお申し込みいただけます。

※申し込み方法の詳細は次頁をご確認ください。

《空家入居される住宅について》

市営住宅は、建築後の住宅使用や経過年数によって損耗しています。

また、前入居者が退去した住宅を部分的に修繕し入居するため、空家修繕は生活を営まれるうえで支障をきたす部位のみの補修を行っており、住宅ごとの傷みの程度により美観や修繕の内容も異なりますので、ご了承ください。

《市営住宅入居の申し込みについて》

○申し込みは1世帯につき1住宅に限ります。

○所得制限など申込資格がありますので、この案内書をよく読んで、
入居申込書に必要書類を添えて申し込みしてください。

明 石 市

目 次

1. 申し込みから入居まで	1
2. 申込案内	2
3. 申込資格	2
4. 申し込みの無効	6
5. 代理人が申し込まれる場合の注意点	6
6. 入居申し込み上の注意事項	7
7. 入居上の注意事項	9
8. 収入基準	10
9. 政令月収額の求め方	12
10. 家 賃	16
11. 駐 車 場	17
12. 申込書等の書き方	18
13. 募集住宅一覧表	24
14. 入居資格審査の書類	34

申し込み方法について

申込書類

- ①明石市営住宅入居申込書(黄色の用紙)
- ②抽選結果のお知らせハガキ(85円分の切手を必ず貼ってください)
- ③申込資格チェックシート

※申し込み後の修正変更は一切受け付けません。

申込方法

上記①～③の書類に必要事項を記入のうえ、送付用封筒で郵送してください。
(送付用封筒には110円分の切手を必ず貼ってください)

申込時の注意事項

1. 令和8年6月19日(金)から6月25日(木)までの消印があり、6月29日(月)までに明石市住宅課に到着したものを受付します。
2. 消印が受付期間外のもの、受付期間内であっても6月29日(月)までに到着しなかった申し込みは無効となります。
3. 消印は、投函時間が遅い場合、翌日の消印となることがあるのでご注意ください。また、郵便が遅延する場合もあるため、余裕をもって投函してください。
4. 入居申込書の記載内容確認のため、記入いただいた電話番号にご連絡することがあります。日中ご連絡が可能な電話番号を記入してください。
5. 申込内容に不備がある場合や、受付期間を過ぎて到着した場合などは、無効となった申込書類を記入いただいた住所へ返送いたします。

窓口での申し込みを希望される場合

・受付場所

明石市役所本庁舎7階 都市局住宅・建築室 住宅課

・受付期間/受付時間

令和8年6月19日(金)から令和8年6月25日(木)

(午前9時30分から11時30分 / 午後1時30分から4時30分)

※ 上記以外の時間帯は受付不可。窓口受付は時間を要するため、お待ちいただく場合があります。時間に余裕をもってお越しください。

・注意事項

1. 上記①～③の書類に必要事項を記入のうえ、受付期間内にご持参ください。
2. 代理人(市営住宅入居予定のご家族以外の方)が申し込みに来庁する場合、「委任状・代理人の身分証明書」が必要です。

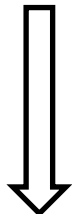
入居資格審査に必要な書類(住民票・所得証明書など)は、当選された方のみ指定された期日までにご提出いただきます。

書類が提出されない場合、入居申込書の内容と入居資格審査の書類の内容が異なる場合や入居資格に満たない場合は、入居当選を無効とします。

1

申し込みから入居まで

1 入居申込



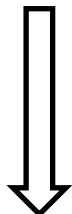
○受付期間 令和8年6月19日(金)～6月25日(木)

※6月19日から6月25日までの消印有効で、6月29日までに必着

<住民票・所得証明書などは、申し込み時に提出する必要はありません>

- ・申し込みには入居資格があり、1世帯につき1住宅に限ります。
- ・市営住宅入居申込書、抽選結果のお知らせハガキ、申込資格チェックシートの全てに記入し、明石市住宅課まで郵送してください。
- ・申込書等送付用封筒は110円分、抽選結果お知らせハガキには85円分の切手を必ず貼ってください。

2 公開抽選



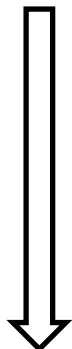
(申込者数が募集戸数を上回った場合に実施)

○日時 令和8年7月1日(水) 午後2時00分より

○場所 明石市役所本庁舎8階 804会議室

- ・抽選会はどなたでも見学できますが、必ずしも参加する必要はありません。
- ・抽選番号は、抽選会を見学される方のみにお伝えします。ただし、市営住宅入居予定のご家族以外の方には、お伝えできません。
- ・抽選結果については「抽選結果のお知らせハガキ」で通知します。なお、当選者には入居資格審査で提出する書類(34頁 入居資格審査の書類で該当する様式 等)もあわせて郵送します。

3 入居資格審査



○日時 令和8年7月22日(水)

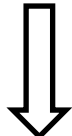
○場所 明石市役所本庁舎1階 103会議室

<当選者は入居資格審査に合格することで入居決定者となります>

<資格審査には必ず、市営住宅申込者ご本人又は入居予定のご家族の方が来庁し、必要書類を提出してください> (代理人による提出不可)

- ・当選者は、指定期日までに市営住宅の入居資格審査に必要な書類をそろえて提出していただき、入居資格を審査します。
- ・書類を提出できない場合、入居資格を満たさない場合及び条件に合致しない場合は当選を無効とします。なお、提出された書類より確認できない事項がある時は、追加で書類提出をお願いすることがあります。
- ・審査結果は後日郵送で通知します。
- ・駐車場がある住宅で、利用を希望される方は申し出ください。

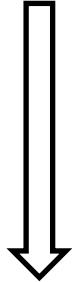
4 住宅の下見



○日時 令和8年9月25日(金)

- ・住宅課より下見の鍵を受け取り、住宅室内の下見をしていただきます。
- ・下見の鍵は一度返却していただきます。
- ・入居に必要な書類(入居請書、家賃、敷金等の納付書等の関係書類)をお渡しします。

5 入居説明会



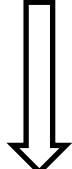
○日時 令和8年9月30日(水)

<下見の結果、入居を希望される方は必ず説明会にご参加ください>

(市営住宅入居者が出席してください。代理人による出席不可)

- ・入居にあたり必要な事項について説明を行い、鍵等をお渡しします。
- ・説明会当日に、入居請書(契約書)、印鑑登録証明書、家賃・敷金の領収書、その他必要な書類等をご持参ください。(駐車場申込者は、駐車場使用料・保証金の領収書もご持参ください)
- ・正当な理由がなく期間内に書類を提出できない時は、入居を取り消すことがあります。

6 入居



○入居承認日 令和8年10月1日(木)

<住宅の補修工事の進ちょく等の都合により、入居可能日が遅れることがあります。あらかじめご了承ください>

<繰上当選者は入居審査の都合上、入居承認日を変更する場合があります>

- ・入居承認日から14日以内に入居していただきます。
- ・正当な理由なく期間内に入居されない時は、入居を取り消すことがあります。

各日程に変更が生じる場合があります。日程変更などの連絡は市のホームページに掲載しますのでご確認ください。

2

申込案内

1 申込資格

下記3 申込資格に定めている内容をよくご確認のうえ申し込んでください。
(申込受付時に確認する場合があります)

2 家賃及び敷金

- (1) 家賃は、24頁から記載している各募集住宅の家賃欄をご参照ください。
- (2) 敷金は、各募集住宅の家賃欄①～⑥のうち、該当する家賃の3か月分が必要です。
- (3) 家賃のほかに、共益費（共用部分の維持管理に必要な費用）が必要です。

3 抽選について

すべて公開抽選で行います。

4 注意事項

- (1) 入居審査にあたり、申し込み等の内容が事実と異なるときは、失格となります。
- (2) 申し込みしようとする住宅内部は、申込時には下見することはできません。

3

申込資格

— 一般 住 宅

— 一般 世 帯（2名以上の世帯）

(申込可能住宅 募集住宅一覧表の「单身または2人以上」、「2人以上」)

1 申込者本人が、明石市内に住んでいるか、明石市内に勤務している方

- (1) 明石市内に在住の方は、募集期間の1か月前の時点で、明石市に住民登録しており、居住実態があること。（住民票で確認できる方）
- (2) 明石市内に在勤の方は、申し込み時点で、その事実が確認できること。

※ 住民票等の確認書類は、資格審査に進まれた方にのみ、ご提出いただきます。

※ 下記に該当する方は、上記(1)(2)を満たしていない場合でも申し込みできます。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者（同法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた方を含む）で、次の(ア)～(エ)のいずれかに該当している方

- (ア) 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は同法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない方
- (イ) 配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2の規定により、裁判所が出した保護命令の申立てを行った方で、当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない方
- (ウ) 女性相談支援センター又は配偶者暴力相談支援センターによる配偶者等からの暴力を受けている旨の証明を受けている方
- (エ) 配偶者暴力相談支援センター又は市町村等と連携して被害者支援を行っている民間支援団体において、配偶者等からの暴力を理由に避難している旨について、確認書の発行を受けている方

2	申込者本人及び同居しようとする方の住民票が同じ住所にあり、かつ、同居していること。または、下記(2)(3)(4)に該当する方 (1) <u>家族構成が夫婦や親子を主としたもの</u>で、入居される方が2名以上であること。 (夫婦の別居、友人等の寄合世帯、他に扶養義務者のある祖父母、親、兄弟、姉妹などとの同居世帯など、不自然な合体・分離をした世帯については、申し込みできません) (2) 婚約者と申し込む場合は、入居説明会の期日までに入籍し、入居できる方。 (3) 内縁関係にある方は、入居説明会の期日までに住民票で未届けの夫、未届けの妻となっていることが確認できること。 (4) パートナースhip・ファミリーシップ関係にある方は、入居説明会の期日までに届出受理証明書の交付を受けていること。 (5) 離婚予定での夫婦一方の申し込みはできません。(離婚調停中等の場合で、家庭裁判所の発行する係属中であることの証明が出せる方は除く) (6) 未成年の方は申し込みできません。 (7) 申し込み時点で未出生の子(胎児)は申込人数に含みません。
3	収入基準に合致される方(※ 詳しくは、10頁をご覧ください)
4	現在、住宅に困窮している方(持ち家の無い方) (1) 自己の責めにより住宅の立ち退きを求められている方は、申し込みできません。 (2) 共有持分のある家屋も持ち家に含まれます。(相続登記が未済の家屋を含む) (3) 持ち家のある方は原則申し込みできませんが、入居までの各段階で必要な書類を提出できる方のみ申し込みできます。 ※ 詳しくは、7頁の入居申し込み上の注意事項をご参照ください。
5	入居承認日から14日以内に申込書記載の家族全員が入居できる方
6	現在、公営住宅に入居及び入居決定されている方は、原則申し込みできません 例外は、8頁の「公営住宅に入居されている方の申し込みについて」をご参照ください
7	申し込みは1世帯につき1住宅です。1世帯で複数の申し込みできません
8	所得の申告義務があるにもかかわらず、申告していない方は申し込みできません
9	市営住宅入居後、円満な共同生活ができること
10	申込者本人又は同居しようとする者で、市税や現在のお住いの住宅の家賃等の滞納がないこと (1) 市税とは、明石市の住民税(市民税・県民税)・固定資産税・軽自動車税 等です。 (2) 申込時点で滞納有と判明すれば、申込後に完納しても失格です。
11	申込者本人又は同居しようとする者が、過去に市営住宅の家賃・駐車場使用料やその他の市営住宅に係る債務を有し、当該債務を履行期限までに履行していない場合、申し込みできません
12	申込者本人又は同居しようとする者が、過去に明石市営住宅条例第47条第1項の規定による明渡し請求を受け、市営住宅を退去した者で退去日から5年を経過していない場合、または、現在、明石市営住宅条例第47条第1項の規定による明渡し請求を受けている場合は申し込みできません
13	申込者本人又は同居しようとする者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと 入居後に暴力団員であることが判明した場合、または、暴力団員になったことが判明した場合は、住宅明渡しの対象となります。

単 身 者 世 帯

下記①～③の条件全てに該当する方が申し込みできます

① 申し込み時に「単身で住んでいる」方

※住民票上は世帯を分離していても、同じ住宅に子や親世帯などの親族と同居している場合は、「単身で住んでいる」ことには該当しないため申し込みできません。

② 戸籍謄本・住民票等の公的証明書で単身であることが確認でき、次の(1)～(8)のいずれかに該当している方(戸籍謄本等の書類は当選された方のみにご提出いただきます)

③ 一般住宅の一般世帯申込資格(2を除く)を備えている方

(申込可能住宅 募集住宅一覧表の「単身または2人以上」)

(1) 高齢者	・ 募集期間の末日時点で、満60歳以上の方
(2) 障害者	・ 身体障害者手帳の交付を受け、1級～4級の等級に該当する方 ・ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、1級～3級の等級に該当する方 ・ 療育手帳の交付を受け、A～B2の等級に該当する方
(3) 戦傷病者	・ 戦傷病者手帳の交付を受け、恩給法の別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで、または同法別表第1号表ノ3の第1款症の障害のある方
(4) 原子爆弾被爆者	・ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方
(5) 生活保護受給者	・ 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者
(6) 海外からの引揚者	・ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の第14条第1項に規定する支援給付を受けている方
(7) ハンセン病療養所入所者等に該当する方	・ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等に該当する方
(8) DV(配偶者からの暴力)被害者	・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者(同法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた方を含む)で、次の(ア)～(エ)のいずれかに該当している方 (ア) 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は同法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない方 (イ) 配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2の規定により、裁判所が出した保護命令の申立てを行った方で、当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない方 (ウ) 女性相談支援センター又は配偶者暴力相談支援センターによる配偶者等からの暴力を受けている旨の証明を受けている方 (エ) 配偶者暴力相談支援センター又は市町村等と連携して被害者支援を行っている民間支援団体において、配偶者等からの暴力を理由に避難している旨について、確認書の発行を受けている方

※ 上記(2)～(7)の条件に該当する単身世帯であっても、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護が必要な方は、その心身の状況に応じた介護を受けられることが申し込み資格となります。なお、その判定は、必要書類の提出や入居予定者との面接等の方法で行います。

※ 上記(2)～(7)の条件に該当する方に対しても、必要に応じて申し込み時に(2)～(7)に該当することを証明する書類を提出していただく場合があります。

※ 上記(8)DV被害者で単身入居を希望される方は、申し込み時に(8)の(ア)～(エ)のいずれかに該当していることを証明する書類を提出(必須)してください。

シルバークロウジング（単身専用）

（対象住宅 募集住宅一覧表の「60歳以上単身専用」）

1 シルバークロウジングとは

高齢者の方が自立して、安全かつ快適な生活を営むことができるように、生活援助員（LSA）による生活相談や緊急時の対応など、安否の確認や一定のサービスが受けられる住宅です。そのため、家賃・共益費などのほかにご負担いただく費用があります。

生活援助員（LSA）の行う主なサービス

- （１）安否の確認
- （２）緊急時の対応
- （３）生活相談
- （４）一時的な家事援助

2 費用負担

家賃、共益費などのほかにより費用を負担していただきます。

- ・生活援助員派遣に要する必要経費

3 申込資格

（１）60歳以上の単身者

※常時介護が必要な方は、その心身の状況に応じた介護を受けられることが資格となります

（２）一般住宅の一般世帯の申込資格（２を除く）を備えている方

4 その他

シルバークロウジングに当選された方は、入居説明会の後に高齢者総合支援室 高年福祉担当にて面談を行い、自活状況申立書などを提出していただきます。

5 この住宅は、一般仕様の公営住宅（県営・市町営）に単身で入居されている方も申し込み可能ですが、現在、公営のシルバークロウジング、高齢者世帯向特定目的住宅、車椅子対応住宅、又はこれらと同等の住宅に入居されている方は申し込みできません。

6 入居後、希望される方には、緊急時の通報を目的とした「緊急通報システム」をご利用いただけます。「緊急通報システム」のご利用には条件があるため、詳しくは入居後にお問い合わせください。

4

申し込みの無効

**次のような場合は申し込みを無効とします。
また、申込受付後に当選していたとしても失格となります。**

- 1 申込書に必要事項が記載されていない場合
- 2 代理人の方が委任状、本人確認書類を提出せずに申し込みした場合
- 3 申込資格を満たさない場合
- 4 夫婦の別居、友人等の寄合世帯、他に扶養義務者のある祖父母、親、兄弟、姉妹などとの同居世帯など、不自然な合体・分離をした世帯で申し込みした場合
- 5 申込書に記載されている方全員が同時に入居できない場合
 - ・申し込み後、同居親族に変更があった時は入居できません。
 - ・ただし、死亡や出生の場合は再審査をします。
 - ・婚約者が変わった場合や、入居の時に世帯の人数が減って申込区分を満たさなくなった場合も入居できません。
- 6 結婚しているのに、配偶者と一緒に申し込んでいない場合（下記を除く）
 - ・死別の場合。
 - ・離婚調停中の証明書を添付して申し込む場合。
 - ・申込時点で配偶者が特別養護老人ホームに入所し、かつ、住民票を施設の住所地に異動しており、今後同居が見込めない場合。

5

代理人が申し込まれる場合の注意点

代理人による申し込みの際は以下の点に注意してください。

- 1 委任者（市営住宅に申し込みされる方）が記入、署名した委任状の提出が必要になります。委任状はパンフレットに添付されている市の様式を使用してください。
委任状がない場合は、受付できません。
- 2 代理人の方は受付時に本人確認を行います。個人番号カード、運転免許証など官公署が発行する顔写真付の身分証明書をご持参ください。

6

申し込みの注意事項

- 1 申込区分欄の表示に応じた世帯の人数で申し込みしてください。
申込区分に応じた申込条件に当てはまらない場合は、申し込みが無効となります。

申 込 区 分	申 込 条 件
2人以上	2人以上の世帯
単身または2人以上	単身者で4頁(1)～(8)のいずれかに該当している方、 または、2人以上の世帯
60歳以上単身者専用	60歳以上の単身者

- 2 下記に該当する方は、申し込みから入居までの各段階で、次の条件を満たす書類が提出できない場合は、失格となります。

	入 居 申 込	入居資格審査(※1) (令和8年7月22日)	入 居 説 明 会 (令和8年9月30日)
(1) 持ち家のある方	入居申込書に売却 予定日を記入する	売買契約書(※2)、 解体証明書等の提出	持ち家処分を確認できる 全部事項証明書等の提出
(2) 婚約者と申し込み される方			婚姻成立を確認できる 戸籍謄本の提出
(3) 内縁関係にある方			未届けの夫、未届けの妻 の記載がある住民票
(4) パートナースhip ファミリーシップ の関係にある方			届出受理証明書
(5) 離婚調停中の方	家庭裁判所の発行 する係属中の証明 書類提出		離婚成立を確認できる 戸籍謄本の提出
(6) 配偶者が特別養護 老人ホームに入所 しており、同居が 見込めない場合	契約書類等の入所 が確認できる書類	配偶者の住民票 (施設の住所地)	

※1 持ち家処分や離婚成立等については、原則、事実確認が完了するまで資格審査を保留いたします。

※2 媒介契約書は不可。

公営住宅に入居されている方の申し込みについて

- 3 現在、公営住宅に入居されている方は、原則申し込みできませんが、下記の「申し込み可能な条件」を満たす場合に限り、例外として申し込みすることができます。

申し込み住宅区分	申し込み可能な条件
一 般 住 宅	・ 結婚、離婚等により世帯分離して申し込みされる方 ・ 入居名義人の子、孫の世帯が、独立のために世帯分離して申し込みされる方 ※上記の条件に該当する場合でも、「単身または2人以上」の住宅に単身で申し込みすることはできません。 ・ 現在、新婚世帯及び子育て世帯を対象とした定期借家住宅に入居中で期限満了日が1年以内の方（証明書等の提出が必要）
シルバーハウジング	・ シルバーハウジング、高齢者世帯向特定目的住宅、車椅子対応住宅又はこれらと同等の住宅以外に入居している方

ただし、「申し込み可能な条件」を満たす場合であっても、次の(1)～(5)に該当する場合は申し込みすることができません。

(申し込み後に該当することが判明した場合、失格になります)

- (1) 現在入居中の住宅の入居名義人が家賃、駐車場使用料等を滞納している。
- (2) 募集開始日時点で申し込みする者の中に同居承認を受けていない者がいる。
(不正で入居している者がいる)
- (3) 申し込みする者の中に、公営住宅の入居名義人が含まれる。
(シルバーハウジングに申し込みする者を除く)
- (4) 一般住宅の一般世帯の申込資格を備えていない。
(一般住宅は6、シルバーハウジングは2・6を除く)
- (5) その他、公営住宅法、条例に違反して公営住宅に入居している。

- 1 募集する住宅は、前入居者が退去した住宅を日常生活に支障のない範囲で、部分的に補修したものです。
そのため、住宅ごとの傷みの程度により、美観（新築のような状態ではありません）や修繕内容が異なっておりますので、ご承知ください。
- 2 団地内での犬、猫、鳥などの動物の飼育は認めていません。
身体障害者ほじょ犬を必要とされる方はご相談ください。
- 3 住宅敷地内に自動車を無断で駐車できません。（周辺道路は駐車禁止）
 - ・ 駐車場が設置されている団地は、空スペースがある場合、有料で使うことができます。（ただし、契約可能な自動車には大きさ等の制限があります）
 - ・ 駐車場が設置されていない団地や空きスペースがない場合、自動車の駐車・保管はできませんので、自動車をお持ちの方は近隣の駐車場を借りてください。
- 4 入居後、住宅内の改造は基本的に認めていません。
手すり等を設置する場合は、事前に住宅課までご相談ください。
- 5 入居後は毎年、住んでいる方全員の収入を申告していただきます。
また、収入の変動により一定額以上になった場合には、高額所得者と認定され、近傍同種の住宅の家賃が適用されるとともに、一定期間内に住宅を明け渡していただきます。
- 6 入居後に住宅の建て替え等の事業により移転していただく場合があります。
- 7 家賃のほかにも、共用部分の光熱水費や修繕費等の維持管理のために、共益費が必要です。
- 8 入居後は自治会活動等に積極的に参加いただき、他の入居者とともに住環境の向上に努めていただきます。
- 9 家賃は基本的に銀行等の口座振替で納めていただきます。
毎月26日が口座振替日です。なお、振替日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日が振替日となります。
- 10 緊急時の連絡先の届出をお願いします。

- 1 政令月収が158,000円以下の世帯。ただし、裁量階層世帯（11頁に記載）に該当する方は、214,000円以下であれば申し込みできます。

（政令月収の求め方は12頁以降を参照してください）

- ・ 申込者本人および同居親族（婚約者を含む）で収入のある方全員の年間総収入金額または年間総所得金額（令和7年1月から令和7年12月まで）が対象となります。
- ・ なお、令和7年1月2日以降に就職または開業された方は、申し込み日前月よりさかのぼった1年間分が対象となります。1年に満たない場合は、申し込み月までの実績をもとにして年間総収入金額および年間総所得金額を計算してください。

2 収入基準早見表

政令月収158,000円以下の場合。

（所得のある方が1人で、所得の種類が1種類かつ特別控除対象者のいない世帯）

（ ）内は裁量階層世帯で政令月収214,000円以下の場合。（単位：円）

区分	入居家族数(本人を含む)					
	単身者	2人	3人	4人	5人	6人
給与所得の方 (年間総収入)	～2,967,999	～3,511,999	～3,995,999	～4,471,999	～4,947,999	～5,423,999
税込金額	(～3,887,999)	(～4,363,999)	(～4,835,999)	(～5,311,999)	(～5,787,999)	(～6,263,999)
事業所得の方 (年間総所得)	～1,896,000 (～2,568,000)	～2,276,000 (～2,948,000)	～2,656,000 (～3,328,000)	～3,036,000 (～3,708,000)	～3,416,000 (～4,088,000)	～3,796,000 (～4,468,000)
年金収入の方 (年間総収入)	～3,028,015 (～3,924,015)	～3,534,682 (～4,391,778)	～4,041,349 (～4,838,837)	～4,495,308 (～5,285,896)	～4,942,367 (～5,732,955)	～5,389,425 (～6,180,014)

3 所得の種類 （語句の説明）

- （1）給与所得とは、俸給、給料、賃金、ボーナスなどの所得です。

たとえば、会社員、店員、日雇い労働者、パート、事業専従者などの収入をいいます。給与所得という総収入金額とは、給与所得控除をする前の額をいいます。なお、雇用保険法による失業給付、生活保護法による扶助費、傷病手当金、児童手当、児童扶養手当など非課税の収入や仕送りなどは収入とみなしません。

- （2）事業等所得とは、事業所得、配当所得、不動産所得、雑所得などの所得です。

たとえば、自営業、サービス業、外交員などの収入をいいます。これらの所得で税の申告をしている方は、所得金額を十分に確かめてください。

- （3）年金所得とは、厚生年金、国民年金、共済年金などの所得です。

ただし、法律により非課税とされている各種年金（障害年金、遺族年金、福祉年金等）については、収入は0円で計算してください。

- （4）特別控除対象者とは、老人扶養親族、障害者、ひとり親、寡婦等をいいます。

4 裁量階層世帯について

次の①～⑦に該当する裁量階層世帯は、政令月収額が214,000円以下であれば申し込みできます。

《裁量階層世帯》

対 象 世 帯	世 帯 要 件
①高齢者世帯	申込者本人が60歳以上である世帯（同居者がある場合は、そのいずれもが60歳以上又は18歳未満の方であるときに限る。年齢は、募集期間末日現在の満年齢。）
②障害者世帯	入居する方の中に次のアからエに該当する方がいる世帯 ア．身体障害者手帳1～4級の方 イ．精神障害者保健福祉手帳1～2級の方 ウ．療育手帳「A」又は「B1」判定の方 エ．障害基礎(国民)年金又は障害厚生年金の1～2級の障害のある方
③戦傷病者世帯	入居する方の中に戦傷病者手帳の交付を受け、「恩給法」の別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症の障害のある方がいる世帯
④被爆者世帯	入居する方の中に「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」第11条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方がいる世帯
⑤海外引揚者世帯	入居する方の中に海外からの引揚者（厚生労働大臣が証明した方）で日本に引揚げた日から5年未満の方がいる世帯
⑥ハンセン病療養所入居者等世帯	ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等に該当する方がいる世帯
⑦小学校就学前世帯	入居する方の中に、小学校入学前の方がいる世帯

1 政令月収額は次の順序で計算してください。

【計算の順序】

- (1) 収入の種類別に所得金額を計算する。
- (2) 各自の総所得金額を計算する。
- (3) 収入のある人の総所得金額を合算し、世帯の総所得金額を計算する。
- (4) 世帯の総所得金額から控除額を差し引き、12で割って政令月収額を計算する。

(1) 種類別所得金額の計算

① 給与所得金額

- ア. 令和7年1月1日以前から現在まで引き続き勤務されている方
年間総収入金額（令和8年度所得証明書の収入金額「税込み」）を14頁の計算表の計算式にあてはめて計算します。
- イ. 令和7年1月2日以降に就職し、現在も引き続いて勤務されている方
年間総収入金額は次のように計算し、14頁の計算表の計算式にあてはめて計算します。
 - ア. 申し込み日時点で1年以上経過している方
申し込み日の前月よりさかのぼって1年間の合計額を年間総収入金額として計算します。
 - イ. 申し込み日時点で1年未満の方
1年間の年間総収入金額を推定して計算します。推定年間総収入金額の計算は次のとおりです。
 - ・ 1か月平均収入金額＝働いた期間の総収入÷働いた期間の月数
(働いた期間の総収入・月数とも就職した月は除いてください)
 - ・ 年間推定総収入金額＝1か月平均収入金額×12
(ボーナスがある場合は、1か月平均収入金額を計算するときに除いて計算し、12を掛けた後に加えてください)

② 事業所得金額

- ア. 令和7年1月1日以前から現在まで引き続き事業をされている方
令和7年分の収入金額から必要経費を除いた金額が事業所得金額となります。
- イ. 令和7年1月2日以降に開業し、現在も引き続いて事業をされている方
事業所得金額は次のように計算してください。
 - ア. 申し込み日時点で1年以上経過している方
申し込み日の前月よりさかのぼって1年間の合計収入金額から必要経費を除いた金額が事業所得金額となります。
 - イ. 申し込み日時点で1年未満の方
1年間の事業所得金額を推定して計算します。推定事業所得金額の計算は次のとおりです。
 - ・ 1か月平均事業所得金額
(営業した期間の総収入－必要経費合計)÷営業した期間の月数
(営業した期間の総収入・必要経費・月数とも開業した月は除いてください)
 - ・ 年間推定事業所得金額＝1か月平均事業所得金額×12

③ 年金所得金額（雑所得金額）

年金所得の方は、年間総収入金額を14頁の計算表の計算式に当てはめて計算します。遺族年金、障害年金等非課税年金は対象外です。

(2) 各自の総所得金額を計算

総所得金額＝給与所得＋事業所得＋年金所得＋不動産所得＋利子所得＋配当所得
(各自の総所得金額を計算してください)

(3) 収入のある人の総所得金額を合算し、世帯の総所得金額を計算

本人の総所得金額	+	家族の総所得金額	=	世帯の総所得金額

(4) 世帯の総所得金額から控除額を差し引き12で割って政令月収額を計算

{	世帯の総所得金額	-	控除額合計金額	}	÷ 12 =	政令月収額

↑

15頁の「控除額一覧表」を参照して
合計額を計算してください。

控 除 対 象	控 除 額		
1. 同 居 親 族	38万円×	人=	円
2. 同居しない扶養親族	38万円×	人=	円
3. 老人扶養親族	10万円×	人=	円
4. 特定扶養親族	25万円×	人=	円
5. ① 特別障害者	40万円×	人=	円
5. ② 障 害 者	27万円×	人=	円
6. ひ と り 親	35万円×	人=	円
7. 寡 婦	27万円×	人=	円
8. 給 与 所 得 者	10万円×	人=	円
9. 公的年金等所得者	10万円×	人=	円
控 除 額 の 合 計			円

2 所得計算表

(1) 給与所得計算式

給与所得の方は、次の表の年間総収入金額（１年間に受け取った給与・ボーナスの税込みの合計額）の区分より年間総所得金額を計算してください。

年間総収入金額		年間総所得金額の計算式
651,000円未満		年間総所得金額＝「0」円
651,000円以上 1,900,000円未満		年間総収入金額－650,000円＝年間総所得金額
1,900,000円以上	まず、次のとおり端数整理します。 (ア)年間総収入金額÷4,000で算出した数値の小数点以下を切り捨てる。 (イ)上の(ア)で算出した数値に4,000を掛ける。 (ウ)上の(イ)で算出した金額を右の計算式にあてはめてください。	(左で計算した年間総収入金額)
3,600,000円未満		×0.7-80,000円＝年間総所得金額
3,600,000円以上		(左で計算した年間総収入金額)
6,600,000円未満		×0.8-440,000円＝年間総所得金額
6,600,000円以上 8,500,000円以下		年間総収入金額×0.9-1,100,000円＝年間総所得金額

(2) 年金所得（雑所得）計算式（年齢は令和8年1月1日現在の年齢です。）

年金所得の方は、次の表の年間総収入金額（税込み）の区分により年間総所得金額を計算してください。

	年 間 総 収 入 金 額	年間総所得金額の計算式
65歳以上の方	1,100,000円以下	年間総所得金額＝「0」円
	1,100,001円以上 3,300,000円未満	年間総収入金額－1,100,000円＝年間総所得金額
	3,300,000円以上 4,100,000円未満	年間総収入金額×0.75－275,000円＝年間総所得金額
	4,100,000円以上 7,700,000円未満	年間総収入金額×0.85－685,000円＝年間総所得金額
65歳未満の方	600,000円以下	年間総所得金額＝「0」円
	600,001円以上 1,300,000円未満	年間総収入金額－600,000円＝年間総所得金額
	1,300,000円以上 4,100,000円未満	年間総収入金額×0.75－275,000円＝年間総所得金額
	4,100,000円以上 7,700,000円未満	年間総収入金額×0.85－685,000円＝年間総所得金額

3 控除額一覧表

- (1) 控除対象者に該当する方がおられる場合は、それぞれの控除額を合算して総所得から差し引いてください。
- (2) 2・3・6・7の控除は、所得税法上認定されている方に限ります。
- (3) 4の控除は、公営住宅法施行令第1条第3号ニに規定する、扶養親族のうち年齢16歳以上23歳未満の方をいい、所得税法上の「特定扶養親族」とは異なります。
- (4) 年齢は、募集期間の末日時点の満年齢です。

控 除 対 象		範 囲	控除額(1人につき)
1 同 居 親 族		申込住宅に同居する申込者本人以外の方	38万円
2 同居しない扶養親族		申込住宅に同居しないが所得税法上、扶養親族である方	
3 老 人 扶 養 親 族		所得税法上の扶養親族及び控除対象配偶者のうち昭和31年1月1日以前生まれの方	10万円
4 特 定 扶 養 親 族		平成15年1月2日～平成22年1月1日生まれの扶養親族	25万円
5 障害者	①特 別 障害者	次の(1)～(8)のいずれかに当てはまる方(申込者または上記1・2の対象者) (1) 心神喪失の状況にある方または精神保健指定医等の判定により知的障害者等とされた方(このうち重度と判定された方は特別障害者) (2) 精神に障害のある方で厚生労働大臣(知事)からその障害の程度が国民年金法施行令別表(1級の障害の状態と同程度のときは特別障害者)または厚生年金保険法施行令別表第一に定める障害の状態と同程度の状態にある旨を証する書類の交付を受けている方 (3) 身体障害者手帳の交付を受けている方(1級又は2級の方は特別障害者) (4) 障害の程度欄が「A」または「B」の療育手帳の交付を受けている方(「A」の方は特別障害者)	40万円 ②とは重複して控除することはできません。
	②障害者	(5) 戦傷病者手帳の交付を受けている方(恩給法別表第1号表の2の特別項症から第3項症までの方は特別障害者) (6) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項による厚生労働大臣の認定を受けている方(重度の障害とされている方は特別障害者) (7) 常に就床を要し、複雑な介護を要する方(重度の障害とされている方は特別障害者) (8) 65歳以上でその障害が(1)または(3)と同程度であると福祉事務所長の認定を受けた方((1)または(3)の特別障害者と同程度のときは特別障害者)	27万円 ①とは重複して控除することはできません。
6 ひとり親		申込者本人または同居親族で次のア～エのすべてに当てはまる方 ア. 現に婚姻をしていないこと、または、配偶者の生死が不明であること。 イ. 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がないこと。 ウ. 生計を一にする子(他の人の控除対象配偶者や、扶養親族とされていたり、総所得金額が58万円を超える子は除かれます。)があること。 エ. 合計所得金額が500万円以下であること。	35万円
7 寡 婦		申込者本人または同居親族で、次のアまたはイに該当する方のうち、上記「ひとり親」に該当しない方(ただし、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいる場合を除く。) ア. 夫と離婚してから婚姻していない方で、扶養親族を有し、合計所得金額が500万円以下である方 イ. 夫と死別してから婚姻していない方、または夫の生死が不明である方で、合計所得金額が500万円以下である方	27万円
8 給 与 所 得 者		申込者本人または同居親族で過去一年間において給与所得または公的年金等に係る雑所得を有する者(その者の所得の金額が10万円未満である場合にはその金額)	10万円
9 公 的 年 金 等 所 得 者			

※ ・控除額は該当者1人についての額(年間)です。

- ・ひとり親控除は、所得から上記8、9の金額を控除した残額が35万円以上の方については35万円、35万円未満の方についてはその所得金額を控除します。
- ・寡婦控除は、所得金額から上記8、9の金額を控除した残額が27万円以上の方については27万円、27万円未満の方についてはその所得金額を控除します。
- ・給与所得者又は公的年金等所得者控除は、所得金額が10万円以上の方については10万円、10万円未満の方についてはその所得金額を控除します。

(注意) 今後、国の制度の見直しに伴い、月収額の区分、控除の内容等が変更になることがあります。

1 一般向け家賃

(1) 家賃額は入居者の収入や住宅の規模・立地条件・経過年数等に応じて変動するため、毎年実施する収入調査の結果等により適用される家賃が毎年変わることがあります。

(2) 住宅家賃欄の①～④は、下表の政令月収額に応じています。政令月収額については、12頁～15頁の「政令月収額の求め方」を参考にしてください。

政 令 月 収 額	募集住宅家賃欄の番号
0円～104,000円の世帯	①の額
104,001円～123,000円の世帯	②の額
123,001円～139,000円の世帯	③の額
139,001円～158,000円の世帯	④の額

2 裁量階層世帯向け家賃

裁量階層世帯（11頁参照）で政令月収額が158,000円を超える方については、下表の収入区分に応じて⑤または⑥の家賃が適用されます。

政 令 月 収 額	募集住宅家賃欄の番号
158,001円～186,000円の世帯	⑤の額
186,001円～214,000円の世帯	⑥の額

3 入居後に収入が増加し、収入基準を超えた場合の家賃

入居後3年を経過し、かつ、収入月額が158,000円を超える方（裁量階層世帯の場合、214,000円を超える方）は収入超過者となります。

住宅の明渡し義務が生じるとともに、収入の超過の区分及び経過した期間に応じて、最高で近傍同種の家賃（周辺の民間住宅と同程度の家賃）まで引き上げられます。

※ 家賃は前月払いで、原則として口座振替となります。

1 団地内有料駐車場について

- (1) 一部の市営住宅では、市が使用許可を行う有料駐車場が整備されています。
- (2) 有料駐車場を利用できるのは、入居者又は同居者に限られ、一戸につき原則一台です。（ただし、空き状況によっては二台まで契約できる駐車場もあります）
- (3) 契約できる車両は自家用車に限ります。また、自動車検査証の名義や車両の大きさなどによっては、契約できない場合があります。
- (4) 有料駐車場の有無や空き状況、利用の手続き及び料金など、詳しくは明石市住宅課にお問い合わせください。

2 駐車場使用の注意事項

- (1) 団地内では、市が使用許可する有料駐車場を除いて、来客用駐車場や通路、空き地などを自動車の保管場所にはできません。
- (2) 有料駐車場がある団地では、市の許可を受けた上で、指定された場所に許可車両を駐車してください。
- (3) なお、団地内に有料駐車場がない場合や満車で空きがない場合は、恐れ入りますが、各自で近隣の駐車場などにおいて自動車の保管場所を確保していただきますようお願いします。

※ 駐車場使用料は前月払いで、原則として口座振替となります。

明石市営住宅入居申込書（左面）

日付の記入を忘れずに！

明石市長様

受付日	受付（抽選）番号

	令和8年6月19日
申込住宅番号	申込住宅名
1	西朝霧丘 住宅
	2 棟 404 号

私は、明石市営住宅を使用したいので、下記の事項を誓約及び確約して申し込みます。

記

誓 約 事 項

- この申込書の記載内容は事実と相違しません。
- 私（同居しようとする者を含む）は、明石市営住宅条例第6条第1項第5号及び第6号に定める入居者資格を有さない者に該当しません。
- 明石市の市税滞納の有無及び固定資産税の課税状況について調査されることに同意します。
- 暴力団員であるか否かの確認のため、警察へ照会されることに同意します。
- 上記調査及び照会の結果に基づく明石市の決定に従います。

確 約 事 項

- 抽選会で当選した場合、指定された期日までに市営住宅の入居資格審査に必要な書類をそろえて提出します。
- 必要な書類を提出できない場合や、入居資格を満たないことが判明した場合は、当選が無効となることに同意します。

※ 太線枠内を必ず記入してください。受付後の記載事項の変更は、原則としてできません。

- 申込者について記入してください。（この方が市営住宅入居後の名義人となります）

申 込 者	フリガナ アカシ タロウ		住所 〒673-8686 明石市	
	氏 名 明石 太郎		中崎1丁目5番1号 2階7号室 住田様方 明石（註）寮・様方	
	勤務先 又は 営業所	名称 株式会社明石商事 総務課	連絡先 自宅 TEL (呼) 住田様方 078-918-5044	
		所在地 明石市人丸町2-6	携帯電話 TEL 090-1234-5678	
※外国籍の方のみご記入ください		在留資格	在留期間	年 月 日から 年 月 日まで

- 申込者の方の現在の同居親族数と、市営住宅に入居しようとする世帯員の人数を記入してください。

現在、申込者を含め、**2** 人 で暮らしており、市営住宅には **3** 人 で入居する予定です。

- 現在お住まいの住宅の状況について、記入してください。

住宅の種類	1. 持ち家（右記1.のみ応募可）	1. 売却済または予定（ 年 月）
	② 民間賃貸	2. 家賃が高い（月 円）
	3. 市営・県営住宅	③ 狭い
	4. 公社・公団住宅	④ 結婚予定（ 令和8年7月20日 ）
	5. その他（ ）	5. その他（ ）

○ **明石市営住宅 入居申込書（左面）**

太線枠内を必ず記入してください。受付後の記載事項の変更は、原則できません。
誓約事項及び確約事項を、よく読んでから記入してください。

申込住宅番号と申し込み住宅名

申込書の右上の申込住宅番号と申し込み住宅名は、24～31頁の募集住宅一覧表を参照して記入してください。同じ団地でも棟・号によって申込住宅番号が異なりますので、注意してください。

1 申込者

- (1) 姓と名の間は1文字分あけて記入してください。
- (2) 住所欄は、郵便番号、連絡先、住所、号棟、室番、方書まで明記してください。
- (3) 勤務先又は営業所の名称については、〇〇会社△△営業所等のように具体的に記入してください。事業所得の方は名称欄に「自営」と記入して、所在地欄に事業内容を具体的に記入してください。
- (4) 外国籍の方は在留資格・在留期間について、住民票の記載内容を記入してください。

2 申込の人数

申込者の現在の世帯人数(申込者含む)と、市営住宅の申込人数を記入してください。

3 現在の住宅の状況

(1) 住宅の種類

- ① 現在居住している住宅の種類を一つ選んで○を付けてください。
- ② 持ち家のある方は、「住宅にお住まいで困っている理由」の「1.売却済または予定」に該当する場合のみ応募が可能となります。
売却予定の場合は、市の定める入居説明会の日までに持ち家を処分できることが、応募の条件となります。（必ず売却予定日を記入してください。）
- ③ 両親の所有している住宅に同居している方は、「5.その他」に○を付け、（ ）に「両親の家に同居」と記入してください。

※ 住宅の共同名義人となっている方も、その持分比率に関わり無く、持ち家のある方に含まれます。

(2) 住宅にお住まいで困っている理由

- ① 現在居住している住宅で困っている理由を、項目の中から一つ以上選んで○を付けてください。
- ② 婚約者と申し込まれる方は、結婚予定日を記入してください。
（市の定める入居説明会の日までに入籍されることが条件となります。）

(明 石 市 営 住 宅 入 居 申 込 書) (右 面)

4 市営住宅に入居しようとする者および収入月額等について、記入してください。

	フリガナ 氏 名	続柄	生年月日	年 齢	職 業	就職(開業) 年月日	控除の種類							所得 種類	年間総収入	年間総所得	無 収 入
							ひとり 親	寡 婦	老 扶	老 配	障 害	特 障	特 扶				
入居しようとする者	アカシ タロウ 明石 太郎	本人	T S H R 63・5・1	38 歳	1	S H R 28・7・1		1					給与 事業等 年金	3,456,789	2,339,200		
	アカシ イチジロウ 明石 市次郎	父	T S H R 27・3・6	74 歳	6	S H R ・ ・			1				給与 事業等 年金	1,234,567	134,567		
	コウベ ハナコ 神戸 花子	婚約者	T S H R 3・4・3	35 歳	4	S H R 25・9・10							給与 事業等 年金	678,901	28,901		
			T S H R			S H R							給与 事業等 年金	12頁から始まる政令月額額の求め方に沿ってご記入ください			
			T S H R			S H R						給与 事業等 年金					
			T S H R			S H R						給与 事業等 年金					
			T S H R			S H R						給与 事業等 年金					
	市営住宅に入居しない別居扶養親族			T S H R			S H R										
			T S H R			S H R											
			T S H R			S H R											
			T S H R			S H R											

下記の職業コードの記入を忘れずに！

職業コード

1. 会 社 員
2. 公 務 員
3. 自 営 業
4. (パート アルバイト)
5. 学 生
6. 無 職
7. そ の 他

*裁量階層該当 ☒ 有 ・ 無

*裁量階層については、申込案内書の11頁をご覧ください。

*生活保護受給 有 ・ ☒ 無

5 同居しようとする者が申込者と住所が異なる場合の住所等を記入してください。

氏 名	住所及び電話番号	申込者とともに入居する理由等
神戸 花子	神戸市中央区加納町6-5-1 (078) 331 - 5076	結婚のため
	() -	
	() -	
	() -	
	() -	

○ 市営住宅入居申込書（右面）

太線枠内を必ず記入してください。受付後の記載事項の変更は、原則できません。

4 入居しようとする者および収入月額等

（１）入居しようとする者

- ① 入居しようとする方全員について記入してください。なお、申し込み後の家族追加、変更は一切認められません。（出生または死亡の場合を除く）
- ② 現在は別居しているが、市が定める入居承認日に同居する予定の方も記入してください。（５ 同居しようとする者が申込者と住所が異なる場合 の欄にも記入してください）
- ③ 婚約者等も氏名、続柄（「婚約者等」と書く）、年齢、職業、収入を忘れずに記入してください。
- ④ 職業欄は、申込書に記載している職業コード番号を参照し、空欄のないように記入してください。
- ⑤ 給与所得者は就職年月日を、事業所得者は開業年月日を記入してください。
２年以内に退職（又は廃業）した方は、赤でその年月日を記入してください。
- ⑥ 収入欄で記入する事項がなければ「なし」と明記し、空欄のないようにしてください。

（２）市営住宅に入居しない所得税法上の別居扶養親族

現在、所得税法上の扶養控除対象者であるが、市営住宅に入居しない方があれば記入してください。

（３）控除の種類

入居しようとする方、または入居しない扶養親族のうち、控除額一覧表（15頁）の、ひとり親、寡婦、老人扶養（老扶）、老人控除対象配偶者（老配）、障害者（障害）、特別障害者（特障）、特定扶養親族（特扶）などの控除対象者がいれば、該当欄に「1」及び障害の程度（例：身体○級）を記入してください。

（４）所得の種類

所得のある方は、10頁の所得の種類にしたがって「給与」「事業等」「年金」の該当するものに○印を記入してください。

（５）年間総収入金額、年間総所得金額

- ① 給与所得・事業所得・年金所得の方は、年間総収入金額と年間総所得金額をそれぞれ記入してください。
- ② 最近就職（転職）又は開業（転業）され、申し込み時までに1年に満たない方は、年間の総収入金額又は総所得金額を推定して記入してください。転職、転業前の収入は関係ありませんので、現在の就職先又は事業による収入で年額を推定して記入してください。（12頁の推定計算方法参照）
- ③ 市が定める日（入居承認日）までに退職される場合は、「退職予定」と赤で記入してください。その場合、収入は合算されません。
- ④ 入居申し込み本人以外の親族または婚約者等で収入がある場合は、本人と同様の要領で記入してください。（収入は合算されます）
- ⑤ 遺族年金や障害年金等の非課税収入のみの方は、年金の欄には何も記入せず、職業の欄に「6」と記入してください。（非課税収入は合算されません）

5 同居しようとする者が申込者と住所が異なる場合

- （１）同居しようとする者が申込者と住所が異なる場合に記入してください。
- （２）「申込者とともに入居する理由等」については、理由を具体的に記入してください。

委任状の書き方

- ・入居申込書 4「入居しようとする者」以外の方が申込書を提出される場合は、必ず委任状の提出が必要です。
- ・委任状は、すべて申込者の方自身が記入してください。
- ・申込書を持参した代理人の方は身分証明書の提示が必要です。

委任状	
明 石 市 長 様 (市営住宅申込者) 住所 〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 明石荘2階7号室 住田様方 氏名 明 石 太 郎 生年月日 (昭)・平・令 63年 5月 1日 入居申込書に記載した申込者の現住所と氏名・生年月日を記入してください。 私は、「明石市営住宅入居申込書」の通り、明石市営住宅令和8年度6月募集に申し込みいたします。 なお、下記の者を代理人として定め、市営住宅入居申込に関する一切の手続きを委任いたします。	令和8年6月19日 (申込書を持参される方) 住所 〒673-0886 明石市東沖ノ町6番1号 氏名 明 石 次 郎 電話番号 (078) 123 - 4567 委任者との続柄 弟
申込書を持参した代理人の方の現住所、氏名、電話番号、委任者（申込者）との続柄を記入してください。	

※ 上記は必ず全て委任者（市営住宅に申し込みされる方）が記入してください。

※ 申込書を持参された方（代理人）の本人確認書類を提示してください。

本人確認書類・・・個人番号カード、運転免許証、パスポート、特別永住証明書/在留カード、身体障害者手帳、療育手帳、官公庁が発行する身分証明書（顔写真つき）、または、これらと同等の書類（顔写真・氏名・生年月日があるもの）

ハガキの書き方

郵便はがき

切手(85円分)
を必ず貼って
ください。

6
7
3
8
6
8
6

明石 市 中崎

1丁目5番1号

明石荘2階7号室

住田 様方

明石 太郎 様

明石市都市局住宅・建築室住宅課

郵便番号・宛先(部屋番号、
方書など)を記入のうえ、切手
(85円分)を貼ってください。

抽選結果のお知らせ

【 令和8年度6月募集 明石市営住宅 】

下記のとおりとなりましたのでお知らせします。

申込住宅番号	申込住宅名
1	西朝霧丘 住宅
	2 棟 404 号
申込者氏名	明石 太郎 様

入居申込書の右端上と同様に、
24～31頁の募集住宅一覧表を
見ていただき、申込住宅番号、
住宅名、申込者、氏名を記入
してください。

- ※ 書類はすべて明石市住宅課までご郵送、またはご持参ください。
- ※ 申し込み時には、「入居申込書・抽選結果のお知らせハガキ・申込資格チェックシート」
「委任状（代理人提出の場合のみ）」を提出していただきます。
- ※ 抽選会で当選された方のみ、入居資格審査に必要な書類を期日までにそろえて提出していただきます。

申込 住宅 番号	住宅名 棟・号	所在地 校区	竣工 年度	構造 風呂設備 ガス/網戸	間取り・面積 階数 その他	家賃（円）	申込区分
①	西朝霧丘 2棟 404号	西朝霧丘1番2 (山陽電鉄 「大蔵谷駅」から 北へ約1.4km) 人丸小学校 大蔵中学校	H14 	7階建 エレベーター有り シャワー付き 都市ガス 網戸有り	3DK 約67㎡ 4階 倉庫有り 駐車場有り 9,000円/月	① 32,400 ② 37,400 ③ 42,800 ④ 48,300 ⑤ 55,200 ⑥ 63,700	2人以上
②	貴崎東 2棟 101号	貴崎2丁目1番12 (山陽電鉄 「林崎松江海岸駅」から 北東へ約0.5km) 貴崎小学校 望海中学校	S57	4階建 エレベーターなし シャワーなし 都市ガス 網戸なし	3DK 約58㎡ 1階 倉庫有り 駐車場有り 6,000円/月	① 21,500 ② 24,800 ③ 28,300 ④ 32,000 ⑤ 36,500 ⑥ 42,200	2人以上
③	貴崎 4棟 101号	貴崎2丁目10番4 (山陽電鉄 「林崎松江海岸駅」から 北東へ約0.3km) 貴崎小学校 望海中学校	S59	3階建 エレベーターなし シャワーなし 都市ガス 網戸なし	3DK 約60㎡ 1階 倉庫有り 駐車場設備なし	① 23,500 ② 27,100 ③ 31,000 ④ 35,000 ⑤ 39,900 ⑥ 46,100	2人以上
④	大窪南 10棟 201号 (特別募集住宅)	大久保町大窪 2099番地 (JR「大久保駅」から 北東へ約1.6km) 山手小学校 大久保北中学校	S45 ↓ H16 改築 	5階建 エレベーター有り シャワー付き 都市ガス 網戸有り	1DK 約41㎡ 2階 倉庫なし 駐車場有り 7,000円/月	① 14,900 ② 17,200 ③ 19,700 ④ 22,200 ⑤ 25,400 ⑥ 29,300	単身または 2人以上
⑤	大窪南 13棟 404号	大久保町大窪 2099番地 (JR「大久保駅」から 北東へ約1.6km) 山手小学校 大久保北中学校	S47 ↓ H19 改築 	5階建 エレベーター有り シャワー付き 都市ガス 網戸有り	1DK 約44㎡ 4階 倉庫なし 駐車場有り 7,000円/月	① 16,000 ② 18,500 ③ 21,200 ④ 23,900 ⑤ 27,300 ⑥ 31,500	単身または 2人以上



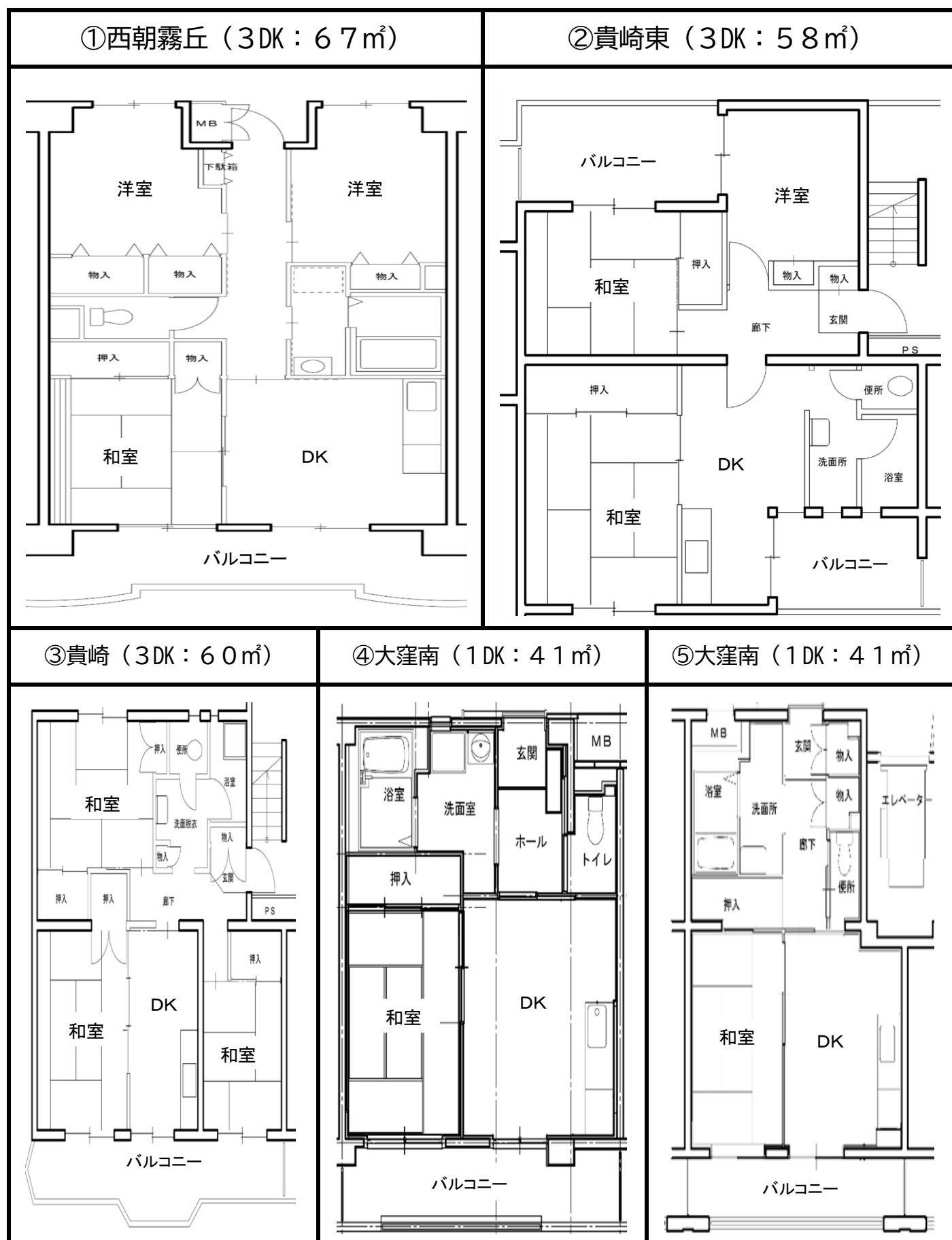
テレビの視聴には、明石ケーブルテレビの設備を利用するため、月々の負担金が生じます。

※ 単身または2人以上の住宅に、単身で申し込む場合は、単身者世帯等の要件（4頁）に該当する事が条件です。

※ 特別募集住宅とは過去に自殺、孤独死等があったため募集を停止していた住宅です。

入居の際に、特別募集住宅であることを承知して入居する旨の同意書を提出していただきます。

募集住宅 標準間取り図



※この間取り図はあくまでも略図です。面積・寸法・配置等が現況と異なる場合は、現況を優先します。

申込 住宅 番号	住宅名 棟・号	所在地 校区	竣工 年度	構造 風呂設備 ガス/網戸	間取り・面積 階数 その他	家賃（円）	申込区分
⑥	魚住錦が丘 1棟 204号	魚住町錦が丘 3丁目12番地の1 (JR「魚住駅」から 東へ約0.2km) 錦が丘小学校 魚住東中学校	H09	3階建 エレベーター有り シャワー付き 都市ガス 網戸なし	3DK 約70㎡ 2階 倉庫有り 駐車場有り 7,000円/月	① 33,100 ② 38,200 ③ 43,700 ④ 49,300 ⑤ 56,300 ⑥ 65,000	2人以上
⑦	魚住錦が丘 2棟 110号	魚住町錦が丘 3丁目12番地の1 (JR「魚住駅」から 東へ約0.2km) 錦が丘小学校 魚住東中学校	H09	3階建 エレベーター有り シャワー付き 都市ガス 網戸なし	3DK 約70㎡ 1階 倉庫有り 駐車場有り 7,000円/月	① 33,100 ② 38,200 ③ 43,700 ④ 49,300 ⑤ 56,300 ⑥ 65,000	2人以上
⑧	魚住南 603号	魚住町住吉 3丁目738番地の3 (山陽電鉄「魚住駅」から 北西へ約0.9km) 錦浦小学校 魚住中学校	H08	8階建 エレベーター有り シャワー付き 都市ガス 網戸なし	3DK 約61㎡ 6階 倉庫有り 駐車場有り 6,000円/月	① 28,600 ② 33,000 ③ 37,800 ④ 42,600 ⑤ 48,700 ⑥ 56,200	2人以上
⑨	魚住北 212号	魚住町清水 2070番地の2 (JR「土山駅」から 北東へ約1km) 清水小学校 魚住中学校	H09	6階建 エレベーター有り シャワー付き 都市ガス 網戸なし	2DK 約50㎡ 2階 倉庫有り 駐車場有り 6,000円/月	① 22,800 ② 26,300 ③ 30,100 ④ 33,900 ⑤ 38,800 ⑥ 44,700	単身または 2人以上
⑩	魚住北 610号 (シルバーハウジング)	魚住町清水 2070番地の2 (JR「土山駅」から 北東へ約1km) 清水小学校 魚住中学校	H09	6階建 エレベーター有り シャワー付き 都市ガス 網戸なし	1DK 約40㎡ 6階 倉庫有り 駐車場有り 6,000円/月	① 18,300 ② 21,100 ③ 24,200 ④ 27,300 ⑤ 31,100 ⑥ 35,900	60歳以上 単身専用

※ 魚住南住宅は、インターネットの光通信設備が導入されていません。

※ 単身または2人以上の住宅に、単身で申し込む場合は、単身者世帯等の要件（4頁）に該当する事が条件です。

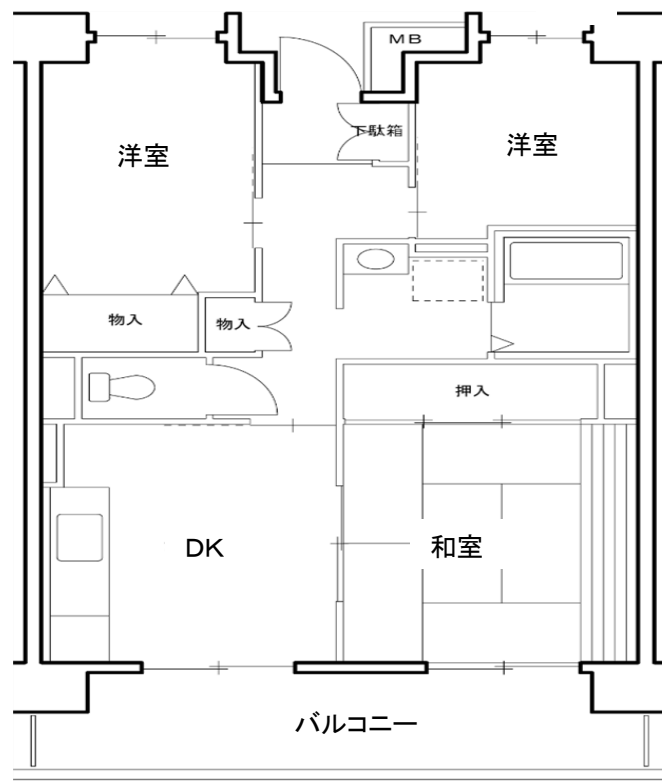
※ シルバーハウジングの住宅は、家賃のほかに経費が必要です。詳しくは5頁の要件をご確認ください。

募集住宅 標準間取り図

⑥⑦魚住錦が丘（3DK：70㎡）



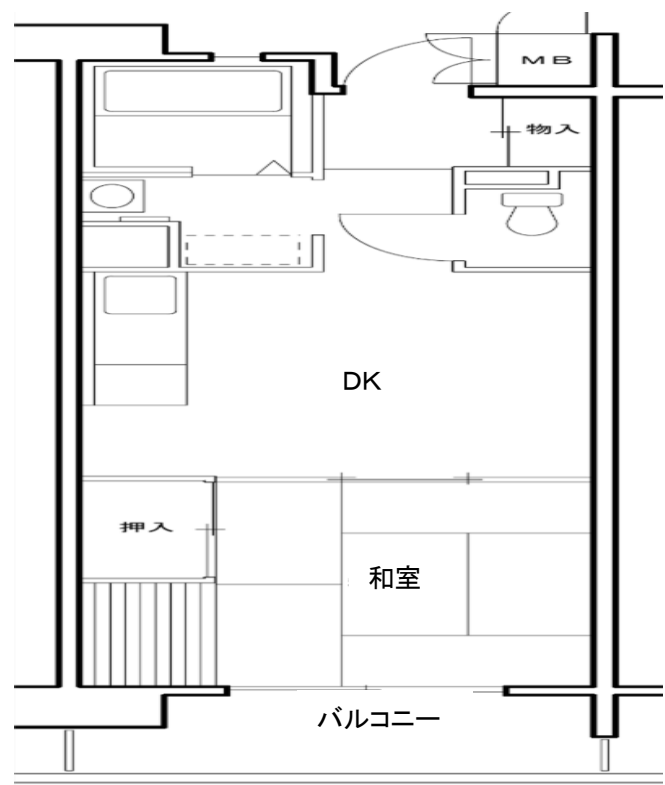
⑧魚住南（3DK：61㎡）



⑨魚住北（2DK：50㎡）



⑩魚住北（1DK：40㎡）

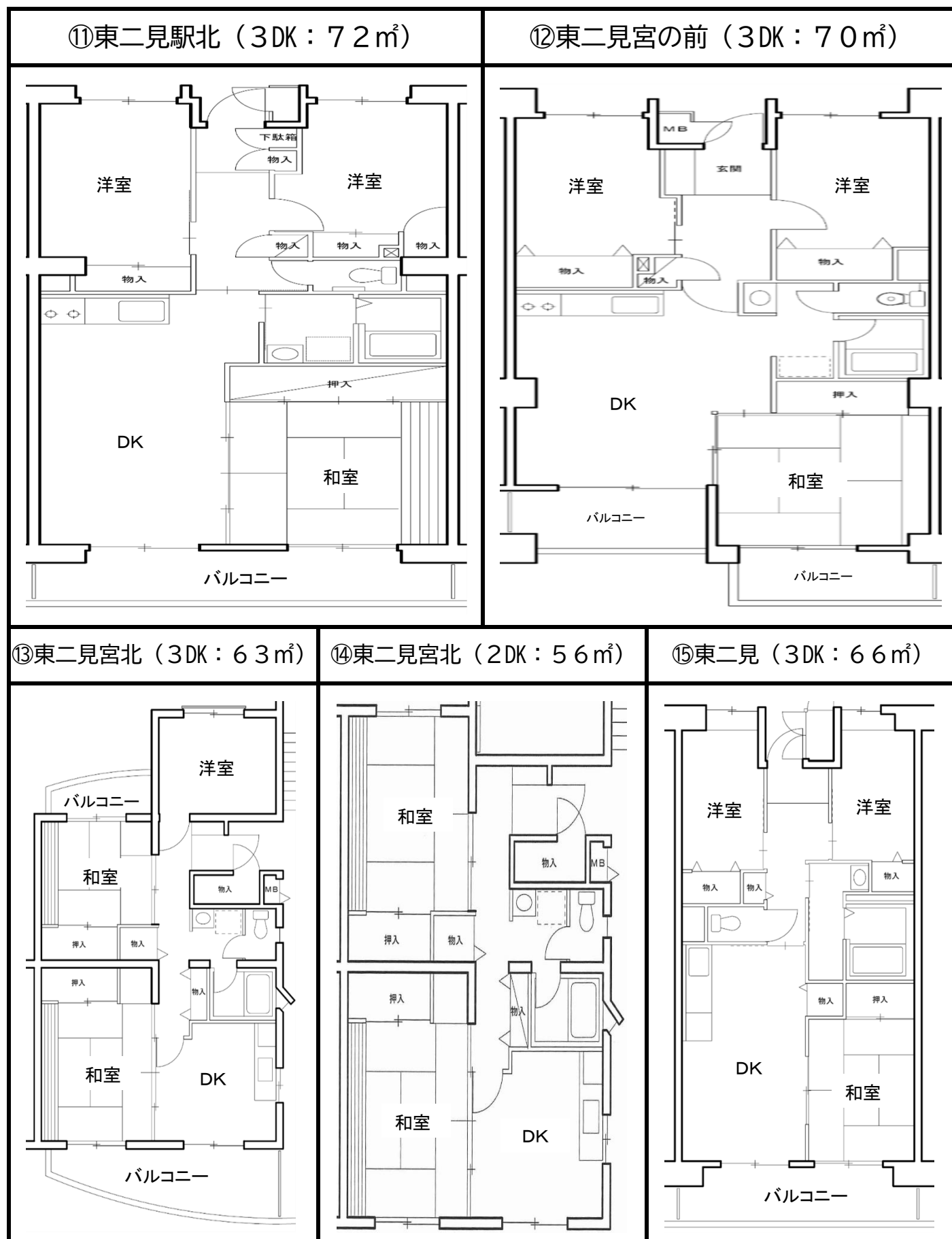


※この間取り図はあくまでも略図です。面積・寸法・配置等が現況と異なる場合は、現況を優先します。

申込 住宅 番号	住宅名 棟・号	所在地 校区	竣工 年度	構造 風呂設備 ガス/網戸	間取り・面積 階数 その他	家賃（円）	申込区分
⑪	東二見駅北 1棟 803号	二見町東二見 820番地の1 (山陽電鉄「東二見駅」から 北へ約0.4km) 二見西小学校 二見中学校	H06	8階建 エレベーター有り シャワー付き 都市ガス 網戸なし	3DK 約72㎡ 8階 倉庫有り 駐車場有り 6,000円/月	① 32,600 ② 37,700 ③ 43,100 ④ 48,600 ⑤ 55,600 ⑥ 64,100	2人以上
⑫	東二見宮の前 1棟 605号	二見町東二見 1360番地の3 (山陽電鉄「東二見駅」から 南西へ約0.5km) 二見小学校 二見中学校	H04	7階建 エレベーター有り シャワー付き 都市ガス 網戸なし	3DK 約70㎡ 6階 倉庫有り 駐車場有り 6,000円/月	① 30,700 ② 35,400 ③ 40,500 ④ 45,600 ⑤ 52,200 ⑥ 60,200	2人以上
⑬	東二見宮北 1棟 404号	二見町東二見 1323番地の1 (山陽電鉄「東二見駅」から 南西へ約0.7km) 二見小学校 二見中学校	H02	4階建 エレベーターなし シャワー付き 都市ガス 網戸なし	3DK 約63㎡ 4階 倉庫有り 駐車場有り 6,000円/月	① 26,100 ② 30,200 ③ 34,500 ④ 38,900 ⑤ 44,500 ⑥ 51,300	2人以上
⑭	東二見宮北 2棟 102号	二見町東二見 1323番地の1 (山陽電鉄「東二見駅」から 南西へ約0.7km) 二見小学校 二見中学校	H02	5階建 エレベーターなし シャワー付き 都市ガス 網戸なし	2DK 約56㎡ 1階 倉庫有り 駐車場有り 6,000円/月	① 23,500 ② 27,100 ③ 31,000 ④ 35,000 ⑤ 40,000 ⑥ 46,100	単身または 2人以上
⑮	東二見 303号	二見町東二見 2番地 (山陽電鉄「東二見駅」から 北東へ約1km) 二見北小学校 二見中学校	H09	6階建 エレベーター有り シャワー付き 都市ガス 網戸なし	3DK 約66㎡ 3階 倉庫有り 駐車場有り 6,000円/月	① 29,600 ② 34,200 ③ 39,100 ④ 44,100 ⑤ 50,400 ⑥ 58,200	2人以上

※ 単身または2人以上の住宅に、単身で申込む場合は、単身者世帯等の要件（4頁）に該当する事が条件です。

募集住宅 標準間取り図



※この間取り図はあくまでも略図です。面積・寸法・配置等が現況と異なる場合は、現況を優先します。

申込 住宅 番号	住宅名 棟・号	所在地 校区	竣工 年度	構造 風呂設備 ガス/網戸	間取り・面積 階数 その他	家賃（円）	申込区分
①⑥	東二見 305号 (シルバーハウジング) (特別募集住宅)	二見町東二見 2番地 (山陽電鉄「東二見駅」から 北東へ約1km) 二見北小学校 二見中学校	H09	6階建 エレベーター有り シャワー付き 都市ガス 網戸なし	1DK 約40㎡ 3階 倉庫有り 駐車場有り 6,000円/月	① 18,100 ② 20,900 ③ 23,900 ④ 27,000 ⑤ 30,800 ⑥ 35,600	60歳以上 单身専用
①⑦	西二見小池 1棟 201号	二見町西二見 385番地 (山陽電鉄「東二見駅」から 北西へ約1km) 二見西小学校 二見中学校	H22 	6階建 エレベーター有り シャワー付き 都市ガス 網戸有り	2DK 約55㎡ 2階 倉庫有り 駐車場有り 6,000円/月	① 26,700 ② 30,900 ③ 35,300 ④ 39,800 ⑤ 45,500 ⑥ 52,500	单身または 2人以上
①⑧	西二見小池 2棟 603号	二見町西二見 376番地の1 (山陽電鉄「東二見駅」 から北西へ約1km) 二見西小学校 二見中学校	H24 	7階建 エレベーター有り シャワー付き 都市ガス 網戸有り	3DK 約65㎡ 6階 倉庫有り 駐車場有り 6,000円/月	① 31,400 ② 36,200 ③ 41,500 ④ 46,800 ⑤ 53,400 ⑥ 61,700	2人以上
①⑨	西二見 1棟 408号 (特別募集住宅)	二見町西二見 1961番地の1 (JR「土山駅」から 南東へ約0.8km) 二見北小学校 二見中学校	H08	5階建 エレベーター有り シャワー付き 都市ガス 網戸なし	2DK 約49㎡ 4階 倉庫有り 駐車場有り 6,000円/月	① 22,500 ② 26,000 ③ 29,800 ④ 33,600 ⑤ 38,400 ⑥ 44,300	单身または 2人以上
②⑩	西二見 2棟 704号	二見町西二見 1943番地の1 (JR「土山駅」から 南東へ約0.8km) 二見北小学校 二見中学校	H08	7階建 エレベーター有り シャワー付き 都市ガス 網戸なし	3DK 約62㎡ 7階 倉庫有り 駐車場有り 6,000円/月	① 28,500 ② 32,900 ③ 37,600 ④ 42,400 ⑤ 48,500 ⑥ 55,900	2人以上



テレビの視聴には、明石ケーブルテレビの設備を利用するため、月々の負担金が生じます。

※ 单身または2人以上の住宅に、単身で申込む場合は、単身者世帯等の要件（4頁）に該当する事が条件です。

※ シルバーハウジングの住宅は、家賃のほかに経費が必要です。詳しくは5頁の要件をご確認ください。

※ 特別募集住宅とは過去に自殺、孤独死等があったため募集を停止していた住宅です。

入居の際に、特別募集住宅であることを承知して入居する旨の同意書を提出していただきます。

募集住宅 標準間取り図

⑬東二見（1DK：40㎡） DK 和室 バルコニー	⑭西二見小池（2DK：55㎡） 洋室 和室 DK バルコニー	⑮西二見小池（3DK：65㎡） 洋室 和室 DK バルコニー
⑯西二見（2DK：49㎡） 洋室 和室 DK バルコニー	⑰西二見（3DK：62㎡） 洋室 和室 DK バルコニー	

※この間取り図はあくまでも略図です。面積・寸法・配置等が現況と異なる場合は、現況を優先します。

【募集住宅の注意事項】

⑧魚住南住宅603号

- ・敷地の北側に明姫幹線が通っており車の騒音等があります。
- ・インターネットの光通信設備が導入されていません。

⑨魚住北住宅212号 ⑩魚住北住宅610号

- ・敷地の南側に国道2号が通っており車の騒音等があります。
- ・シルバーハウジングと一般住宅が併設された住宅です。

⑯東二見住宅305号

- ・シルバーハウジングと一般住宅が併設された住宅です。

⑰西二見小池住宅1棟201号 ⑱西二見小池住宅2棟603号

- ・敷地の南側に明姫幹線が通っており車の騒音等があります。
- ・敷地の南側に新幹線の高架があるため通過時に走行音等があります。

⑲西二見住宅1棟408号

- ・敷地の東側に県道二見港土山線が通っており車の騒音等があります。

⑳西二見住宅2棟704号

- ・敷地の西側に県道二見港土山線が通っており車の騒音等があります。

このページ以降は、抽選会で当選された場合に、必要な書類についての説明になります。

当選された方は期日までに必要書類をそろえて住宅課へ提出していただきます。

次ページの③～⑧の書類は、資格審査の案内に同封して送付します。

このページ以降は、抽選会で当選された場合に必要な書類についての説明になります。

入居申込時は、書類審査を行いませんので住民票等の提出は必要ありません。

抽選会で当選された方は、下表の区分により必要書類を指定の期日までに持参していただきます。（郵送及び書類不備の場合は受付できません）

なお、提出書類の案内、及び③～⑧の用紙は、抽選会後に住宅課より送付いたします。

（◎は必ず、その他は該当者のみ）

	勤続（事業継続）区分	① 住民票	② 8年度 所得 証明書	③ 給 与 支 払 証明書	④ 事 業 収 入 申告書	そ の 他
給 与 所 得 者	現在の勤務先に令和7年1月1日以前に 就職し、引き続いて勤務している方	◎	◎			⑤⑥⑦ ⑧⑨⑩ ⑪⑫⑬
	現在の勤務先に令和7年1月2日以降に 就職し、引き続いて勤務している方	◎	◎	◎		
事 業 所 得 者	現在の事業を令和7年1月1日以前に 開業し、引き続き営業している方	◎	◎			
	現在の事業を令和7年1月2日以降に 開業し、引き続き営業している方	◎	◎		◎	
現在無職・無収入の方		◎	◎			⑥⑧⑨⑩ ⑪⑫⑬

※ 所得証明書については令和8年度の証明を添付してください。

※ 婚約中の方は双方の該当する書類を提出してください。

※ 在職証明書は明石市に住民登録のない方のみ必要です。

① 住民票（続柄、本籍、筆頭者等全てが記載されたもの）

- ・ 外国人の方は続柄・国籍・在留項目等全てが記載されたもの。
- ・ 入居予定者の世帯全員の「住民票の写し」を提出してください。

② 所得証明書（配偶者控除の有無および扶養親族者数についても確認できる内容のもの）

令和8年1月1日現在で住民登録のある市（区）役所、町村役場で令和8年度所得証明書の交付を受けて提出してください。生活保護受給者も提出が必要です。

- ・ 20歳以上の入居予定者、及び20歳未満で所得のある入居予定者の方、全員分必要です。
- ・ 所得が未申告の場合も申告した上で、提出してください。
- ・ 退職予定の方についても必要です。

③ 給与支払証明書（用紙は当選後、住宅課より郵送）

現在の勤務先に令和7年1月2日以降に就職し、引き続き勤務している方は提出してください。

- ・ 申し込み日時点で1年以上経過している方
申し込み日の前月よりさかのぼって1年間の支払額について証明を受けてください。
- ・ 申し込み日時点で1年未満の方
就職した翌月から申し込み時までの支払額について証明を受けてください。
- ・ 申し込み日の月に就職した方
勤務先で契約した月額（基本給＋諸手当）、賞与推定額の証明を受けてください。

④ **事業（仕事）収入申告書（用紙は当選後、住宅課より郵送）**

現在の事業（仕事）を令和7年1月2日以降に開業し、引き続き営業している方は提出してください。事業（仕事）期間に応じ、③と同様に作成してください。

⑤ **在職証明書(明石市に住民登録のない方のみ)（用紙は当選後、住宅課より郵送）**

現在の勤務先から証明を受けてください。

⑥ **家賃支払いに関する証明書（用紙は当選後、住宅課より郵送）**

賃貸住宅にお住まいの方は、現在お住まいの住宅の賃貸契約をしている事業所（または所有者）で証明を受けてください。

⑦ **退職（退職証明書の提出）誓約書（用紙は当選後、住宅課より郵送）**

入居承認日までに退職を予定されている方は提出してください。

⑧ **退職証明書（用紙は当選後、住宅課より郵送）**

入居予定者のうち、令和7年中は所得があったが現在退職して所得がなくなった方は、前の勤務先で証明を受けてください。

⑨ **雇用保険受給資格者証**

雇用保険受給中の方は、ご持参ください。

⑩ **障害者手帳**

障害者手帳の交付を受けている方は、**障害者手帳などの写し**を添付してください。

⑪ **生活保護受給証明書**

生活保護を受給中の方は、福祉事務所の発行する証明書（支給されている扶助の種類が記載されたもの）の交付を受けて提出してください。なお、② 所得証明書も合わせて提出が必要です。

⑫ **持ち家の処分を確認できる書類**

現在、持ち家にお住まいの方は、持ち家を処分することが確認できる、「売買契約書(写)」などを提出してください。なお、入居説明会までに持ち家を処分することが条件です。

⑬ **戸籍謄本等**

現在、婚姻関係が無いことを確認するため戸籍謄本等の提出が必要です。

※ 審査の都合により上記書類のほか、別に指示する書類を提出していただく場合があります。

令和8年度6月募集 明石市営住宅【お問合せ窓口】

明石市都市局住宅・建築室 住宅課

〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 本庁舎7階

開庁時間：午前8時55分～午後5時40分（土・日・祝日を除く）

※ 住宅課窓口の申込受付時間とは異なりますのでご注意ください

電 話：（078）918-5044

